
平成 25 年度税制改正に関する要望

日証協・平成 24. 6

本協会、投資信託協会、全国証券取引所は、今般、「平成 25 年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。

本要望は、個人投資者による金融資本市場への参加及び市場の国際競争力強化並びに少子高齢化社会における国民の資産形成のサポートのため、①上場株式等の譲渡益、配当金等の軽減税率の維持、②日本版 ISA の拡充及び簡素化等の措置、③金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置、④公社債市場の活性化に向けた税制措置、⑤確定拠出年金制度の拡充及び教育資金形成の支援に係る税制措置等について要望するものである。

本要望の全文は、以下のとおりである。

平成 25 年度税制改正に関する要望

平成 24 年 6 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、東日本大震災からの復興需要等を背景として、昨年後半から緩やかな回復傾向にありますが、足元では、欧州金融情勢悪化に伴う海外景気下振れのリスク発生や円高傾向、更には国内の電力供給の制約やデフレの影響など外部環境の不透明感が強まっているといえます。また、中長期的には、少子高齢化の進展や継続的な人口減少が見込まれるなか、現役世代の負担は増加の一途をたどることが予想されます。

こうした中、大震災からの復旧・復興に係る諸施策はもとより、長期にわたるデフレから脱却し、少子・高齢化や人口の減少の進行のもとでも、国民一人ひとりの生活を向上させ、かつ、その安定的かつ持続的な成長を実現していくことが我が国経済における最重要課題といえます。

そのためには、経済の重要なインフラであり、家計の貯蓄と企業等の投資を有機的に結びつける機能を担う金融資本市場の透明性の向上及び活性化が非常に重要な要素となります。また、我が国金融資本市場が、アジアなど新興諸国の成長力を投資という形で取り込む「投資立国」に相応しいインフラとして、内外の資金を惹きつけ、これを内外の産業等に振り向け、再配分を行うべく、その国際競争力を強化していくことも喫緊の課題となっています。

証券界及び投資信託業界では、こうした認識のもと、重要インフラである金融証券税制について、これらの課題を実現するために相応しい制度改革として、以下の施策が必要と考えています。

まず、個人投資者による金融資本市場への参加及び資産形成の促進並びに市場の国際競争力強化といった観点から、上場株式等の譲渡益及び配当金等の軽減税率の維持並びに日本版 ISA の拡充若しくは簡素化などの措置を講じるべきと考えます。

また、個人を含む幅広い投資者による様々な種類の金融商品への投資を促進すべきであり、頻繁な制度変更や複雑な条件付加は極力避け、恒久的でわかりやすく簡素な税制を提供し、金融商品間の別なく中立性に配慮された、投資リスクの軽減ができる一体的な税制を目指すべきであると考えます。

さらに、我が国の今後の社会構造の変化を見据え、確定拠出年金制度の拡充並びに中長期的な教育資金形成を目的とした金融商品の取得及び保有に係る優遇制度の創設など、少子高齢化社会における国民の資産形成をサポートするた

めの措置も検討されるべきと考えます。

つきましては、平成 25 年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 経済を活性化し国民生活を豊かにするための投資促進に係る税制措置

1. 個人を含む幅広い投資者の市場参加を促進し国民生活を豊かにするため、現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を維持すること。
とりわけ、配当金等については、長期的な投資による資産形成を促進する観点からも、配慮すること。
2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版 ISA）について、その拡充を図るとともに、個人投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとすること
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること
4. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること

II. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、申告分離課税を前提として、公社債等、デリバティブ取引及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること
2. 外国市場デリバティブ取引（カバードワラントを含む。）の差金等決済に係る取引損益を申告分離課税とすること
3. 特定口座において上記 1. 及び 2. に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること

(注1) 上記 1. 及び 3. を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。また、通算可能額に上限を設定するなどの制限を設けないこと。

(注2) 公社債等に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、

利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債等に係る損益通算については、公社債等の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債等を対象とすること。

- (注3) 金融商品に係る譲渡所得等の通算範囲については、上場並びに公募及び売出しによる金融商品間に限定することなく非上場並びに私募及び私売出しによるものも対象とすること
- (注4) 非課税主体（非居住者又は外国法人及び金融機関等）が利払日に保有している公社債の利子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除（非課税）とすること

III. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

1. 非居住者又は外国法人の受け取る振替社債等の利子等及び償還差益に係る非課税措置を恒久化又は延長すること
2. 公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」と「国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書」の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること

IV. 相続・贈与に係る税制措置

- 高齢者層から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること

V. 投資信託等に係る税制措置

1. ETF（特定株式投資信託）の交換を現物に加えて、金銭と現物との混合を可能とし、併せて法人受益者に係る源泉徴収を免除する措置を講じること
2. 外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適

用対象とすること

3. ETF（特定株式投資信託）に係る重大な約款変更を行った場合において、受託者が信託財産をもって反対受益者から買い取った受益権の金銭による解約を認めること
4. 不動産投資法人等に係る不動産取得税及び登録免許税の軽減措置を延長すること
5. 不動産投資法人等の税務と会計との取扱いの差異に基因する二重課税を調整する措置を講じること
6. 不動産投資法人等において買換え特例等の対象となる譲渡益の内部留保を可能とする措置を講じること
7. 投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置を講じること

VI. 確定拠出年金制度に係る税制措置

1. 拠出限度額の水準を引き上げること
2. 加入対象者を拡大すること
3. 困窮時に加入者の個人勘定資産を一時的に引き出せる措置を導入すること等、中途引出し要件を緩和すること
4. 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

VII. 教育資金形成の支援に係る税制措置

- 人口減少・少子化が進み人材育成が一層重要になるなかで、家計による次世代人材育成に必要な資金の確保を後押しするため、高等教育等に係る費用に使途を限定した口座（個人奨学金口座（仮称））での運用益非課税と贈与税基礎控除枠の前倒し利用を可能とすること

VIII. 特定口座制度等の利便性向上に係る税制措置

1. 特定口座に受入れ可能なコーポレートアクションにより取得する上場株式等の範囲を株式又は出資に限定せず、新株予約権付社債、株式投資信託の受益権等を対象に含めること
2. 自社株式又は親会社株式をもって買付けの対価とする一定の公開買付けの場合において、当該公開買付け対象会社の株主の帳簿価額による課税を繰り延べるとともに、当該自社株式又は親会社株式を特定口座に受け入れる

措置を講じること

3. 贈与者及び受贈者が特定口座を開設している場合に限り、贈与による特定口座内保管上場株式等の一部の移管を認めること
4. 特定口座のみなし廃止制度を廃止すること

IX. 国際課税に係る税制措置

1. 非居住者又は外国法人が所有又は貸借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設 (Permanent Establishment) としないこと
2. 国外財産調書制度の「国外財産」の定義について、その立法目的に則し、有価証券については「国外金融機関又は国外法人等で保有している有価証券」とすること
3. 法人の組織再編時等における株主のみなし配当に係る課税方式を見直すこと

X. 告知及び本人確認等に関する税制措置

- 特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること

XI. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置

1. 金融商品取引業者等が「番号」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること
2. 「番号」を告知した顧客が行う金融商品取引に対し、金融商品取引業者等から税務当局に対し「番号」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が提出されることに鑑み、確定申告に際し、特定口座年間取引報告書等の書類の添付を不要とする等、納税者や金融商品取引業者等の手続的な負担を軽減する措置を講じること

(注) 社会保障・税に関わる番号制度の導入に当たっては、投資者及び金融商品取引業者等の負担を過大なものとせず、実務面に配慮した準備期間を設けること

XII. その他

1. 日本版 ESOP の受益者が、当該日本版 ESOP に係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与所得の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること
2. 所得税法第 25 条第 1 項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成（年間一括交付方式）することを可能とする措置を講じること
3. 源泉徴収義務者の過大な事務負担を軽減するため、利子、配当及び源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限について、支払日の属する月の翌月 10 日から翌月末日であること

以上